

重要事項説明書（長崎市立中央保育所）

長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年長崎市条例第 39 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり説明します。

1 施設の概要

（１）設置者

名称	長崎市
住所	長崎市魚の町 4 番 1 号
電話番号	電 話 095-829-1142（幼児課） F A X 095-829-1143（幼児課）
代表者	長崎市長

（２）施設

名称	長崎市立中央保育所	
住所	長崎市諏訪町 9 番 22 号	
電話番号	電 話 095-821-6736 F A X 095-821-6736	
施設長	所長 安井 彰子	
対象児童	子ども・子育て支援法の定めるところにより 2 号・3 号認定を受けた児童	
定員	2 号認定 95 人 3 号認定 0 歳児 9 人、1・2 歳児 36 人	
開設年月日	昭和 47 年 4 月 1 日	
敷地	敷地全体	1,929.50 ㎡
	園庭	510.00 ㎡
園舎	構造	鉄骨ブロック造平屋建て
	延べ面積	827.52 ㎡
	保育室等	乳児室 36.00 ㎡
		ほふく室 64.00 ㎡
		保育室（4 室） 52.50 ㎡
		52.50 ㎡
		60.00 ㎡
		52.50 ㎡
	その他	遊戯室、事務室・医務室、調理室等

2 保育目標及び運営方針

（１）保育目標

平和を願い、自然や命を大切に子ども
心身共に健康な子ども
感性豊かで創造性に富んだ子ども
自分で考えて、行動できる子ども

(2) 運営方針

長崎市の指導運営方針に従い、児童・職員の処遇及び運営を行う。

児童の保健安全を優先する施設の点検を行い、安全を維持する。また、災害・緊急時は、地域と連携していく。

保育目標・保育の計画に基づき一人ひとりの発達を保障する。

保護者及び地域の子育て支援を行う。

3 職員の配置状況（令和7年4月1日）

職種	人数	正規職員	非正規	備考
所長	1	1		
保育士	13	6	7	
看護師	1		1	
庁務員	2		2	
調理員				(※) 事業者委託

※給食調理については、一般社団法人ひとり親家庭福祉会ながさきに委託しています。

※長崎市幼児課において事務管理を行い、給食（献立作成・食育）について管理栄養士を配置しています。

4 開所時間等

(1) 開所時間等

月曜日から土曜日まで

開所時間 7時15分～18時15分

保育標準時間帯 7時15分～18時15分（11時間）

保育短時間帯 8時30分～16時30分（8時間）

※各世帯の状況に応じて利用されている「保育標準時間（11時間）」又は「保育短時間（8時間）」が基本時間帯となりますが、保護者の方は現に必要とする時間での利用をお願いします。

(2) 延長保育の時間帯等

① 「保育標準時間（11時間）」を超える延長保育の場合
18時15分から19時まで（45分間）

② 「保育短時間（8時間）」を超える延長保育の場合
7時15分から8時30分まで（1時間15分間）
16時30分から19時まで（2時間30分間）

※延長保育の利用は、19時までです。

③ 延長保育料

15分ごとに、子ども一人につき100円

(3) 休業日

① 国民の祝日に関する法律に規定する休日

② 日曜日

③ 年末年始 12月29日から翌年1月3日までの日

5 利用料金及び納付方法

利用料等については、令和 7 年 4 月 1 日時点のものであり、今後変更を行う場合があります。変更を行う場合は、予め保護者にご連絡いたします。

(1) 利用料金

① 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）【0～2 歳児クラス】

長崎市立保育所条例及び長崎市子ども・子育て支援法施行細則に基づく保育料がかかりますので、口座振替でのお支払をお願いします。

児童が保育所を 1 ヶ月間欠席の場合でも、保育料は納めていただきます。

② 食費（主食費、副食費）【3～5 歳児クラス】

長崎市立保育所条例に基づく主食費 月額： 840 円

長崎市立保育所条例に基づく副食費 月額： 5,000 円

※年収 360 万円未満相当世帯は第 1 子から、年収 360 万円以上相当の世帯は第 3 子以降の子ども（小学校入学前の兄弟・姉妹を数え「第●子」とします。）について、食費（副食費のみ）が免除されます。

なお、年収 470 万円未満相当世帯については、兄弟・姉妹の「第●子」の数え方を小学校入学前からではなく、最年長から第 1 子として数えます。

※土曜日等の食事（主食、副食）の提供を恒常的に必要としない場合は、食費（主食費、副食費）が減額になります。

※病気、事故その他やむを得ない理由により一定期間欠食される場合などについても、食費（主食費、副食費）が減額となる場合があります。

※減額を受けるには申請が必要です。申請が承認された場合に減額されます。

(2) 納入期限

① 保育料は、各月分につきその月の末日（12 月分にあつては、同月 25 日）の口座引落となります。ただし、月の中途に入所した場合にあつては、入所した月の翌月の 10 日までに納入してください。

② 延長保育料は、延長保育を受けた月の翌月の末日（12 月にあつては、同月 25 日）の口座引落となります。

③ 食費（主食費、副食費）は、食事（主食、副食）の提供を受けた月の翌月の末日（12 月にあつては、同月 25 日）の口座引落となります。

※②延長保育料及び③食費（主食費、副食費）について、口座振替が原則となります。保育所にて配布する口座振替申込書を指定の金融機関に提出してください。

(3) その他実費に係る利用者負担等

保育料のほか、次に掲げる費用を実費負担していただきます。

- ・日本スポーツ振興センター保険料
- ・行事等に係る費用

随時、保育所長が指定しますので、保育所へ現金にてお支払いください。

6 利用の終了について

以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

- ① 利用児童が小学校に就学したとき
- ② 児童の保護者が子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

7 嘱託医等

以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関名	安井小児科医院
院長名	安井 誠
所在地	長崎市上西山町 1 番 18 号 パークシティ諏訪 202 号
電話番号	095-821-2155

(2) 歯科

医療機関名	田口歯科医院
院長名	田口 知義
所在地	長崎市銅座町 4 番 1 号 りそな長崎ビル 8 階
電話番号	095-821-0648

8 緊急時の対応

お預かりしている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合は、以下のとおり対応します。

- ① 保護者へ連絡します。
 - ② 保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先へ速やかに連絡します。
 - ③ 連絡がつかなかった場合は、当保育所の嘱託医に受診することがあります。
- ※緊急連絡先は変更時も含め、必ずお知らせください。

9 要望・苦情等に関する相談窓口

次のとおり、要望・苦情に係る窓口を設置しています。

当保育所における 相談窓口	苦情解決責任者	幼児課長 中野 尚志
	苦情受付担当者	所長 安井 彰子
	利用時間	8:45 ~ 17:30
	電話番号	095-821-6736
	FAX	095-821-6736
第三者委員	堤 千江	電話番号 095-822-0378
	本馬 健三	電話番号 095-822-1046

※窓口のほかに、園内に要望・苦情に係る「意見箱」を設置しております。

10 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める消防計画書により対応します
防災設備	・自動火災報知機 有 ・屋外避難階段 有 ・ガス漏れ報知器 有 ・非常通報装置 有
避難・消火訓練	毎月 1 回
不審者訓練	年 1 回以上

11 虐待の防止のための措置に関する事項

児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、以下の措置を講じています。

- ① 人権の擁護、虐待の防止等に関するマニュアルの整備・運用
- ② 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施

12 利用者に対しての保険等

保険の種類	日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」
保険の内容	施設の管理下での災害に対する給付
保険金額	240 円（年額）

13 市立保育所等の今後のあり方について

長崎市では、令和6年4月に市立の保育所等の今後のあり方の方針見直しを行い、中央保育所・伊良林保育所を民間移譲せず、適正な定員規模において認定こども園長崎幼稚園に集約の上、2保育所は廃止する方針としています。

今後、集約の時期等の詳細内容が決定いたしましたら、保護者の皆様にご説明させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

14 その他の留意事項

(1) 児童の送迎

- ① 登所は、9時30分までをお願いします。
- ② お子さん1人あるいはお子さん方だけの通所は、事故のもとにもなります。お子さんの安全確保のためにも送迎は、保護者が責任を持って行ってください。
- ③ 暴風雨など警報発令時には、送迎の時間等に配慮してください。
- ④ お子さんは、保護者のお迎えを待っています。早めにお迎えにきてください。
- ⑤ 園の周辺には駐車ができませんので、自家用車でお越しの場合は、必ず近隣の有料駐車場をご利用ください。
- ⑥ お迎えの時間やお迎えの方が代わるときは、事前に連絡してください。

(2) 保育所への連絡

- ① 保護者の連絡先は、常にはっきりさせておいてください。
- ② 保護者の住所、勤務先及び家庭の状況に変更があった場合には、速やかに届け出てください。
- ③ お子さんが欠席する場合や登所が遅れる場合は、当日の午前9時までに連絡してください。
- ④ ご家庭でお子さんに気になること（発熱、下痢等）があった場合は、登所の際にお知らせください。
- ⑤ 保育所からのお知らせ等は、よく読んで返信が必要な場合には、必ず決められた期日までに提出してください。

(3) 健康の管理

- ① 保育所へ入所した当初は、生活環境の変化もあって、お子さんの心身の安定を欠くことがありますので、ご家庭でも十分留意してください。また、お仕事がお休みのときや保育所での保育の必要性が無いときは、ご家庭で一緒に過ごすよう心がけてください。
- ② 保育所でお子さんの具合が悪くなり、静養させる必要があると認められる場合には、保護者へ連絡しますので、速やかにお迎えをお願いします。
- ③ 保育所は、集団生活の場でもあります。お子さんが感染症の疾病にかかったり、かかっている疑いがあるときは、保育所を休ませて十分静養させてください。なお、登所の際には主治医の許可を受けてください。

(4) 給食

安全安心な食材（地産地消等）を調達し、郷土料理等を取り入れながら児童に必要な栄養量を確保した給食を提供します。

認定別	昼食	間食（おやつ）
3号認定児	主食、副食	午前、午後の2回
2号認定児	主食、副食	午後の1回

※管理栄養士の指導により、献立検討会で内容を検討し、各保育所で離乳食、幼児食及び食物アレルギー食を提供しています。

※献立は、毎月献立表でお知らせしています。

※食物アレルギーのあるお子様は、医師による「生活管理指導表」の提出が必要です。

(5) 退所の手続

保育所を退所される場合は、退所を希望する月の 20 日までに所定の退所届を保育所へ提出してください。

(6) その他

保育業務支援システム（コドモン）を導入予定しています。システムの利用に当たっては、事前に専用アプリへの登録が必要となりますので、登録を完了するようお願いします。

当保育所における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育所名 長崎市立中央保育所

説明者職氏名 所長 安井 彰子

私は、本書面に基づいて、中央保育所の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

児童氏名 _____

保護者住所 _____

保護者氏名 _____ 印 ※本人自署の場合は押印不要

児童から見た続柄 _____